

## ～年金事務所の事業所調査とは～

Q 管轄年金事務所から「全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)及び厚生年金保険被保険者の資格及び報酬等の調査の実施について」という案内が届きました。東食国保加入事業所なので関係ないのでしょうか。

A この調査は、日本年金機構が、全事業所を対象に事業所が健康保険・厚生年金の手続きを正しく行っているかを確認するために行うものです。

調査にあたり次の資料を用意する必要があります。

- ①就業規則
- ②労働者名簿
- ③雇用契約書
- ④源泉所得税領収書(直近3ヶ月分)
- ⑤賃金台帳2年分
- ⑥タイムカード 2年分

上記の資料を基に下記事項がチェックされます。

- ①加入漏れがないか
- ②加入日は適正か
- ③加入時の報酬額の届け出は適正か
- ④算定基礎届・月額変更届で手当などが漏れていないか
- ⑤賞与の届け出が漏れていないか

2年分の調査のため、指摘を受けた場合は、2年間にさかのぼって加入手続きや保険料の納付が必要になります。

特に注意したいのが①と②の場合で、①の加入漏れについては、パート・アルバイトの従業員で週30時間以上(51人以上の事業所は週20時間以上)ある月が2か月続いた場合は、3か月目から加入する必要があり、協会けんぽの適用除外による東食国保の加入は、原則14日以内の届出が必要のため、それ以上さかのぼる場合は協会けんぽでの加入になります。

次に②の加入日が入社日ではなく給与締日や、試用期間満了後からなどでは加入日を訂正することになり、そうすると最初から協会けんぽの適用となり、東食国保を脱退しなければならなくなりますので、ご注意ください。

厚生労働省  
からの  
お知らせ

# 事業主のみなさまへ

法律改正により  
パート・アルバイトの  
社会保険の加入条件が  
変わります。



## 対象となる企業

2016年10月～

従業員数501人以上  
の企業

2022年10月～

従業員数101人以上  
の企業

2024年10月～

従業員数51人以上  
の企業

従業員数は以下の A + B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A

フルタイムの  
従業員数

+

B

週労働時間がフルタイムの  
3/4以上の従業員数

※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

詳しくは、裏面や特設サイトをご覧ください。



## 適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



## 加入対象者

加入対象者は、  
右の全てにチェックが入った  
パート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上※
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

※基本給及び諸手当を指します。ただし、通勤手当・残業代・賞与等は含みません。

## 社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が**社会保険**(厚生年金保険・健康保険)に加入することにより、  
**社会保険料のご負担が変わりますが、**  
パート・アルバイトの方の**保障が充実します。**

### 年金

老後・障害・死亡の保障が  
さらに充実!

- 1階(基礎年金部分)に加えて2階(報酬比例部分)の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

### 医療保険

あんしんの医療保険が**もっと充実!**

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

## 社内準備のステップは4つ!

### ①加入対象者の把握

まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。

### ②社内周知

社内の加入対象者に周知しましょう。

### ③従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。

### ④書類の作成・届出(オンライン)

厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。



「適用拡大の手続き」に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>



オンライン申請に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



## 支援制度のご案内



### キャリアアップ助成金 ご案内

■ 社会保険適用時処遇改善コース  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/koyou\\_jusodeu/koyou/kyufukin/kyakushaken\\_tekiyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/koyou_jusodeu/koyou/kyufukin/kyakushaken_tekiyou.html)

■ その他コース(賃金規定等改定コース等)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/koyou\\_jusodeu/part\\_jukens/jgyousushih/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/koyou_jusodeu/part_jukens/jgyousushih/career.html)

申請は  
都道府県労働局 ハローワーク  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469572.pdf>



### 専門家活用支援事業 ご案内

適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。



詳しくは  
適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>

